

公的年金制度のしくみ⑦ ~ 老齢厚生年金の 在職停止について ~



老齢厚生年金の受給権者が、市町村役場や民間企業などに再就職し、厚生年金保険の被保険者となったときは、年金の一部または全部が停止されます。

なお、退職共済年金(経過的職域加算額)については、公務員(2号・3号厚年)在職中である場合は全額支給停止となり、民間企業(1号厚年)や私立学校(4号厚年)に在職中である間は全額支給されます。

年金の支給停止計算の対象者について

以下の場合が対象者となります。

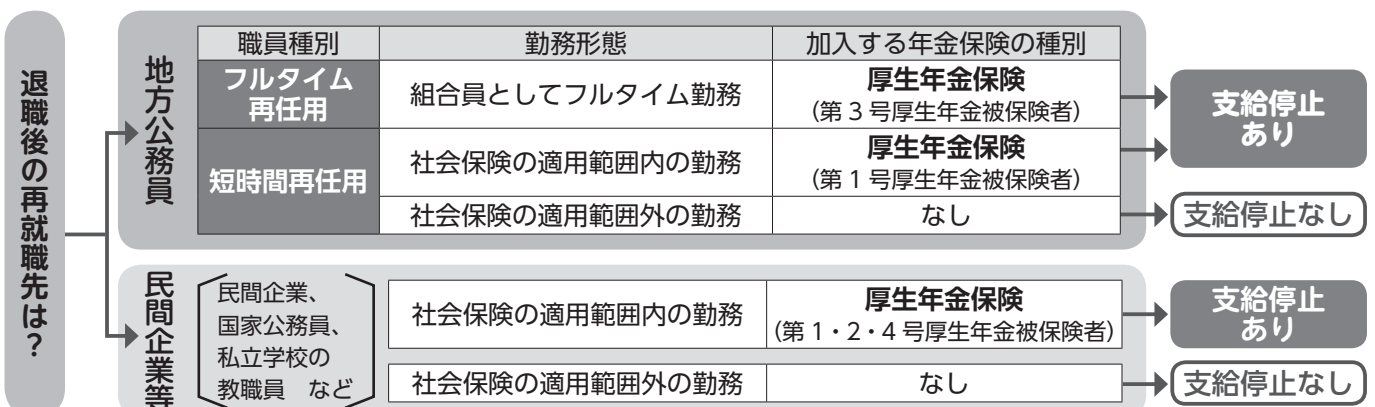
ア. 厚生年金保険(公務員、私立学校教職員を含む)に加入した場合。

(※ 厚生年金適用事業所に勤める70歳以上の方を含む。)

イ. 国会議員・地方議会議員となった場合

※国会議員・地方議会議員になられたときは必ず共済組合に連絡してください。届出用紙を郵送いたします。

働き方により年金の支給停止が行われます



計 算 方 法

65歳未満の方と65歳以上の方で停止額の計算方法が異なります。

① 年金(基本月額)

老齢厚生年金※1 の年額(加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。)の1/12

※注1…複数の老齢厚生年金を有する場合、合算額となります。

② 賃金(総報酬月額相当額)

標準報酬月額※2 と過去1年間の標準賞与額の総額の1/12の合算

※注2…厚生年金保険法の規定による標準報酬月額

65歳未満の場合

① 年金 + ② 賃金 > 28万円

(基本月額) (総報酬月額相当額)

※① + ② が28万円以下の場合、支給停止額は0円となります。

①年金が 28万円 以下の場合	②賃金が46万円以下のとき	②賃金が46万円を超えるとき
	$\frac{\text{①} + \text{②} - 28\text{万円}}{2} \times 12\text{月}$	$\left\{ \frac{46\text{万円} + \text{①} - 28\text{万円}}{2} + (\text{②} - 46\text{万円}) \right\} \times 12\text{月}$
①年金が 28万円を 超える場合	②賃金が46万円以下のとき	②賃金が46万円を超えるとき
	$\frac{\text{②}}{2} \times 12\text{月}$	$\left\{ \frac{46\text{万円}}{2} + (\text{②} - 46\text{万円}) \right\} \times 12\text{月}$

65歳以上の場合

① 年金 + ② 賃金 > 46万円

(基本月額) (総報酬月額相当額)

※① + ② が46万円以下の場合、
支給停止額は0円となります。

① 年金 + ② 賃金が46万円を超えるとき

$$\frac{(\text{①} + \text{②} - 46\text{万円})}{2} \times 12\text{月}$$

⚠ 公務員以外の加入期間に基づく複数の老齢厚生年金を有する場合で、上記計算式により計算した結果、支給停止額がある場合は、当該支給停止額をそれぞれの年金額で按分して算出した額に基づき、それぞれの年金から停止することとなります。

計 算 例

年金太郎さん(昭和33年10月16日生まれ)

平成31年3月31日定年退職 平成31年4月1日再就職(1号厚生年金加入)

平成33年10月15日 老齢厚生年金受給権発生(63歳到達)

老齢厚生年金額 (平成33年11月時点)	120万円	標準報酬月額 (平成33年11月時点)	28万円
退職共済年金額 (経過的職域加算額) (平成33年11月時点)	10万円	標準賞与額(再就職後)	
		平成32年12月 平成33年6月	72万円 48万円

老齢厚生年金の受給権が発生した日または厚生年金保険の被保険者等になった日の属する月の翌月から支給停止の対象となります。

平成33年 11月の 在職停止計算

① 年金(基本月額) …………… 120万円 ÷ 12 = 10万円

② 賃金(総報酬月額相当額) …… 28万円※1 + (120万円※2 ÷ 12) = 38万円

※1 標準報酬月額(平成33年11月時点)

※2 過去1年分(平成32年12月～平成33年11月)の標準賞与額の総額(72万円+48万円)

この数値を支給停止額(年額)の計算式に当てはめると、

$$\frac{(10\text{万円} + 38\text{万円} - 28\text{万円})}{2} \times 12 = \underline{120\text{万円}}$$

この結果、年金太郎さんの老齢厚生年金は、全額支給停止となりますが、退職共済年金(経過的職域加算額)は全額支給されますので、10万円(月額約8千円)が受給できる額となります。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307